

会議記録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和7年度第2回）
日 時	令和7年11月5日（水）18時59分～21時24分
場 所	杉並区役所 西棟6階 第5・6委員会室
出席者	大山会長、大村副会長、佐藤委員、高田委員、宮内委員、正村委員、八記委員、倉田委員、中島委員、山本委員、相澤委員、上原委員、小林委員、四童子委員、鈴木委員、渡邊委員、笹井委員
	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども政策担当課長、地域子育て支援課長、児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長、学童クラブ整備担当課長、障害児支援担当課長（障害者施策課長兼務）、杉並保健所保健サービス課長
傍聴者数	名
配付資料等	資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3 「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況（令和6（2024）年度分）の点検・評価のまとめ（案）について 資料4 特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について 資料5 区立児童相談所設置に向けた取組状況等について 資料6 区立子供園における休園日の見直しについて 資料6別紙 子供園の利用状況等について 資料7－1 今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～（概要版） 資料7－2 今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～ 資料8 区立保育園における乳幼児等通園支援事業の実施拡大について 資料8別紙 乳児等通園支援事業を実施する区立保育園一覧 資料8参考資料 こども誰でも通園制度の実施園の配置図 資料9 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等について
会議次第	1 開会 2 議題 （1）「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況（令和6（2024）年度分）の点検・評価のまとめ（案）について （2）特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について 3 報告事項 （1）区立児童相談所設置に向けた取組状況等について （2）区立子供園における休園日の見直しについて （3）今後の区立保育園のあり方について （4）区立保育園における乳幼児等通園支援事業の実施拡大について （5）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の

	<p style="text-align: center;">変更並びに廃止等について</p> <p style="text-align: center;">4 その他</p>
大山会長	<p>それでは、定刻になりましたので、令和7年度第2回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。</p> <p>私ごとなのですから、右足の小指を骨折してしまいましたが、もう10日ぐらいで、大分よくはなってきているのですけれども、足元がみつともない格好で、大変申し訳ございません。特に議事進行には大きな差し障りはないと思いますが、ご理解いただければ幸いです。</p> <p>まず、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは初めに、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項により、委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は、手島委員、東郷委員、小口委員の3名からご欠席の連絡を頂いております。また、八記委員が遅れていらっしゃるということでご連絡を頂いておりますが、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は有効に成立しております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の次第が1枚。</p> <p>次に、資料1、委員名簿。こちらの裏面に本日の席次表がございますが、席次表が少し変わりましたので、席上に配付をしてございます。</p> <p>続きまして、資料2が事務局名簿。</p> <p>続いて、資料3「『子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況（令和6（2024）年度分）の点検・評価のまとめ（案）について」。</p> <p>資料4「特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について」。</p> <p>資料5「区立児童相談所設置に向けた取組状況等について」。</p> <p>資料6「区立子供園における休園日の見直しについて」。</p> <p>資料6の別紙としまして、「子供園の利用状況等について」。</p> <p>資料7－1「今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～（概要版）」。</p> <p>資料7－2「今後の区立保育園のあり方について～区立保育園のあり方検討部会報告～」の冊子となります。</p> <p>資料8「区立保育園における乳幼児等通園支援事業の実施拡大について」。</p> <p>資料8別紙「乳児等通園支援事業を実施する区立保育園一覧」。</p> <p>資料8の参考資料としまして、「こども誰でも通園制度の実施園の配置図」。</p> <p>資料9「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等について」。</p> <p>このほかに、席上に「杉並区子どもの権利に関する条例」と「子どもの権利・相談救済窓口」のリーフレット、それと「杉並区子ども家庭計画」の冊子を配付しております。</p> <p>資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。不足がある場合は、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>次に、本日の会議につきましては、会議の記録の作成のために録音をさせていただいておりますが、録音した音声そのものは公表しませんので、ご了承ください。</p> <p>また、会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめます。委員の皆様に内容を確認していただいた後、区のホームページ上で</p>

	<p>公表いたします。会議終了後、3週間以内をめどに公表してまいりますので、内容の確認についてはタイトなスケジュールでお願いすることになるかと思いますが、ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の議題及び報告事項は全部で7つを予定しております。会議終了は午後8時30分をめどとし、効率的かつ活発な議論を行ってまいりたいと思います。議事進行にご理解、ご協力ををお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、(1)「『子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況(令和6(2024)年度分)の点検・評価のまとめ(案)について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>この議題に入る前に、報告事項(3)「今後の区立保育園のあり方について」と報告事項(4)「区立保育園における乳幼児等通園支援事業の拡大実施について」の説明があったほうがよいように思いますので、併せて説明をお願いできますでしょうか。もし時間がかかるようであれば、一旦途中で区切っていただいて、質問を受けるようなことも含めてご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
保育課長	<p>それでは、保育課長です。本日は、よろしくお願ひいたします。</p> <p>私からは、関連する報告事項として、今、会長からご案内のありました報告事項(3)「今後の区立保育園のあり方について」と報告事項(4)「区立保育園における乳幼児等通園支援事業の実施拡大」の2点についてご報告をいたします。</p> <p>まず、「今後の区立保育園のあり方について」は、資料7をお開きいただければと思います。</p> <p>資料7は、資料7-1が概要版となっております。資料7-2が報告書の本文となってございます。説明は報告書の本文のほうを用いながら説明をしていきたいと思いますので、ご用意ください。</p> <p>それでは、報告書の内容についてご説明いたします。少し長くなりますが、ご容赦ください。</p> <p>まず、報告書の3ページは、これまで検討に至った経過、背景を書いてございます。ここの説明は省略します。</p> <p>4ページから8ページにかけては、区における保育の現状をグラフにした資料となっておりますので、これも後ほどご参考にしていただければと思います。</p> <p>報告書の10ページからが検討の結果による「今後の区立保育園の役割」をまとめている部分となります。</p> <p>まず、10ページの1つ目「区内保育施設の保育の質の向上(中核園)」となってございます。</p> <p>「現状と課題」ですが、これまで区立保育園10園が中核園として、保育の質の向上に向けて、地域懇談会や園児の交流、園庭開放などに取り組んでまいりました。</p> <p>こうした取組によりまして、各地域の保育施設間での情報共有や連携が進む一方で、一部の保育施設からは、職員の体制上、取組への参加が難しいといった声や、取組で得た学びを保育に活用できずにいるといったことがアンケートの調査から分かってまいりました。</p>

こうしたことから、地域の保育施設が中核園の取組を保育に生かせるよう、さらに支援を充実していく必要があると考えたものでございます。

その下、「新たな体制」としましては、今、区立保育園は 27 園ございますが、この全 27 園を中核園として位置づけまして、これまで中核園 10 園が実施してきました職員の研修、職員の交流、児童の交流、園庭開放をより身近な 27 の区域で展開してまいります。

また、既存の中核園 10 園につきましては、(仮称) 地域統括園としまして、中核園の機能に加えて、保育所等への訪問支援や公開保育の企画調整などを実施していく中核園となります。

続きまして、報告書の 11 ページです。

11 ページは「在宅子育て家庭に対する支援」、これまで「乳児等通園支援事業」ですか「こども誰でも通園制度」と呼んでいたものとなります。

「現状と課題」で、「こども誰でも通園制度」がとおりがいいので、「こども誰でも通園制度」でお話ををしていきたいと思います。

「こども誰でも通園制度」が令和 8 年 4 月に全国の自治体で本格実施されることに伴いまして、区においてはその提供体制、定員の確保を進めていく必要がございます。

しかし、私立保育園等におかれましては、この制度に対応するための職員の確保等が課題となりまして、取り組むことがなかなか難しい状況にございます。こうしたことから、「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けては、まず、区立保育園を中心に提供体制を確保していく必要があると考えたものです。

この「誰でも通園制度」ですが、月 1 回、保護者の面談等を行いまして、「誰でも通園制度」に出席をしていただいた、いわゆるどこにも通っていない、社会とのつながりが薄い保護者を支援することになります。これは 6 年度に行いました試行事業を通じて分かってきたものでございます。この相談につきましては、蓄積した専門性を生かした、経験の長い区立保育園の保育士が支えていく役割であると考えているところでございます。

「今後の方向性」としましては、「こども誰でも通園制度」の本格実施に合わせて、区立保育園の実施園数を今年度 3 園で行っているものから 19 園に拡大するものでございます。この 19 園の内容については、次の報告（4）で行います。

ページを先に進みまして、12 ページです。

12 ページでは「多様な支援ニーズへの対応」として、医療的ケア児の対応についてまとめています。

「現状と課題」ですが、平成 28 年度に医療的ケア児の受入れを開始してから、これまで障害児指定園 15 園を中心に医療的ケア児の受入れの充実を図ってまいりました。

しかしながら、障害児指定園以外の保育施設におきましては、医療的ケア児を受け入れる 11 時間開所に対応するのに必要な複数の看護師の配置が課題となっておりまして、医療的ケア児が入所できる保育施設となりますと、障害児指定園を含めまして区内に 18 か所といった状況にございます。こうしたことから、看護師配置の状況にかかわらず、各保育施設において医療的ケア児の受入れができる仕組みが必要となっていることが課題となっています。

「今後の方向性」でございますが、医療的ケアが必要であっても、他の園児と一緒に活動をすることが可能な児童がいらっしゃいます。特に導尿や経管栄養といった、決まった時間に医療行為を行えばよい児童につきましては、常時看護師を配置する必要はなく、今後、訪問看護ステーション等を利用してしまして、障害児指定園以外の一般の保育園でも受入れが可能になるよう拡大をするように検討を進めてまいります。

続きまして、12ページの下のほうから13ページにかけましては、区立保育園の役割として「緊急時のセーフティネット」の検討をまとめています。

これまでどおり区立保育園は、地域の保育施設との連携・協力の下で、区立保育園27園を中心に、震災等の発災後や不測の事態等に対応するための保育施設の提供体制の整備を行ってまいります。具体的な例は、13ページの「今後の方向性」に記載をしたとおりでございます。

続いて、14ページ「職員の確保策」です。

これら事業を実施するために必要な職員の確保につきましては、待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提に、既存事業の廃止、利用定員の見直しを基本に行ってまいります。

1つの例としまして、既存事業の廃止としては、子育てサポートセンターの廃止を挙げています。

今現在、区立保育園の2園で実施しております子育てサポートセンターという事業は、子育て相談、ふれあい保育、一時保育の事業を実施しておりますが、一時預かり事業が区内に充実していることから、その稼働率は昨年度46.2%と、50%を切っている状況でございます。さらに、今後は「こども誰でも通園制度」に機能を一部集約できるといったことから、今年度末で子育てサポートセンターについては廃止という方向を決めています。

また、他の一時預かり事業では、「こども誰でも通園制度」の対象外であります3歳から5歳児や、既に保育園、幼稚園に通園している児童について引き続き受入れを行っていただくことになっています。

一番下、(3)に書いてある「利用定員の見直し」につきましては、0歳児の利用定員の見直しを行いまして、必要な職員を確保していくことでまとめています。

最後、15ページですが、「今後の進め方」としまして、この取組については令和8年度から令和12年度までを実施期間としまして、令和9年4月までに全ての取組を開始することでまとめています。

1つの「区立保育園のあり方について」は以上です。

続きまして、次の(4)「区立保育園における乳児等通園支援事業の実施拡大について」ご説明をいたします。資料としては、資料8をお開きください。

令和8年度、「こども誰でも通園制度」が本格実施されることに伴いまして、区におきましては提供体制の確保を行っていく必要がございます。しかし、あり方検討部会報告の中でも説明したとおり、私立保育園等ではこの制度に対応するための職員の確保が課題となりまして、取り組むことが難しい状況にございます。こうしたことから、区立保育園が提供体制を確保する必要がございまして、実施園数をこのたび拡大するものでございます。

まず1つ目「区におけるこども誰でも通園制度の実施状況」ですが、令和6年度、令和7年度の実施状況はこちらに記載のとおりとなってお

ります。登録者、利用者とも0歳児が半数以上となっておりまして、0歳児を中心に提供体制を確保していく必要がございます。

2つ目「あり方検討での検討結果」でございますが、令和8年4月の本格実施に合わせまして、実施園数を3園から19園に拡大するものです。

実施に当たりましては、区内保育施設の定員充足率を踏まえまして、0歳児の利用定員を減員することによって、必要な設備及び人員体制を確保していくといった考え方です。

ここで言う定員充足率は、下の表の中に書かれていますように、0歳児の定員充足率が4月1日時点で74.7%と、ほかの歳児に比べて低い状況となっています。

また、後ほどあり方検討部会の報告の資料7の6ページをご確認いただければと思うのですけれども、こちらには歳児別の申込者のグラフを作っています。ここでは、0歳児の申込みが令和2年4月には1,346人であったものが、令和7年度は990人と減ってございます。これは、育児休業を取られる方が近年増えてきた結果によるものと推察しております、こうしたことがほかの歳児に比べ0歳児の入所率、定員充足率が低くなっている原因と考えています。

3番目の「令和8年度の取組」でございますが、現在実施しております3園に0歳児保育を実施しております16園を加えた19園で「こども誰でも通園制度」の取組を開始してまいります。19園の一覧については、別紙を御覧いただければと思います。資料8の別紙です。

まず、実施方法は、この別紙の上段の表にありますように、専用の部屋を設けて実施いたします専用室独立実施という方法と、下段の表のように在園児と合同で実施する在園児合同といった2つの実施方法がございまして、それぞれ記載してある区立園の園名のとおり実施していくものでございます。

上の段の専用室独立実施ですが、1・2歳児を対象に専用室を確保して実施いたします。0歳は定員充足率が低いため、利用定員を減員して、「誰でも通園制度」の0歳児の定員を確保することができますが、1・2歳児は定員充足率が高いため、利用定員を減員することができません。したがいまして、0歳の利用定員をここでなくしまして、0人にしまして専用室を確保し、「こども誰でも通園制度」の1・2歳児の定員をここで確保するものでございます。

1・2歳児の実施場所が限られるため、この実施する4園については地域バランスを考慮しまして、区内の鉄道4路線、西武線、中央線、丸ノ内線、井の頭線、4路線に近接した園を選定したものでございます。

下の表の在園児合同ですが、0歳児保育を実施しております14園の0歳児の利用定員を減員しまして、新たに「こども誰でも通園制度」の定員を確保するといったものでございます。

なお、ナンバー10の和田保育園につきましては、今年度に引き続き、1・2歳児を対象として実施いたします。

この検討は、現場の職員も一緒にに入って検討してきた結果でございます。当初、区立保育園の0歳をなくす、専用室をつくるといった方向で検討を進めていたのですが、現場の職員からは、区立保育園の0歳児保育を継承していく必要があるといった声を大事にしていきたいといった声が非常に多かったことから、なくすのではなく、0歳児の定員を少し減らして、「誰でも通園制度」の定員を確保していこうといった意見

	<p>を踏まえて、区として決定したものでございます。</p> <p>本文に戻りまして、3番の下の表のところを見ていただきますと、「こども誰でも通園制度」の確保量ですが、表のとおり、専用室独立実施4園で月約200人、在園児合同15園で305人となっています。</p> <p>最後「今後のスケジュール」でございますが、令和8年2月、利用児童の募集を開始いたしまして、4月から「こども誰でも通園制度」の取組を実施するといったスケジュールとなっています。</p> <p>少し長くなりましたが、私からは以上です。</p>
大山会長	<p>ここで一旦区切って質問をお受けしたいと思います。</p> <p>「こども誰でも通園制度」について、私も事務局から説明を改めて聞きましたので、ポイントだけ解説をさせていただきます。</p> <p>先ほど課長から説明があったとおり、来年度から「こども誰でも通園制度」というものが始まります。これは、今まででは週5日間、朝から晩まで預けるのが基本だったのが、誰でも短い時間預けることができるという国が考えた新しい仕組みになります。</p> <p>逆に受け入れる側からすると、新しい子どもがたくさん毎日入れ替わりで来ると。しかも、ニーズとしては0歳児が多い。そして、月に1回養育相談もするということで、受け入れる側としては、保育士の高い専門性であったり、子育て相談も含めて対応できるようなスキルが求められると。こういった議論の中で、杉並区のほうで議論を重ねて、私立というよりは公立、公として責任を持って進めていく事業であろうというところで、今回のような体制を検討したと報告を受けております。こういったところも含めて議論をしていただければ幸いです。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>私立幼稚園連合会、山本と申します。</p> <p>「こども誰でも通園制度」はたしか私立幼稚園も対象になっていて、私立幼稚園も5園ぐらい入っていたかと思うのですけれども、そのあたりの数字は出てきていますか。</p>
保育課長	<p>私立幼稚園につきましては、今現在は国の「誰でも通園制度」を利用しているのではなくて、もう1つ東京都が実施をしております「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を使って同じような事業を展開しているところでございます。</p> <p>ただし、令和8年度の本格実施を迎えると、私立幼稚園も含めて「誰でも通園制度」を実施した上で、この多様な他者の取組をやることになっておりまして、私立幼稚園も含めまして、「こども誰でも通園制度」には参画をしていただくといったことで今進めているところでございます。</p>
山本委員	<p>そうでした。失礼しました。ありがとうございます。</p> <p>誰でも通園は、区としてはかなり進めていくという方向なのでしょうか。</p>
保育課長	<p>「誰でも通園制度」は国が決めたことですので、それに従うと言ってしまえばそれまでなのですけれども、区としても、今説明の中で少し触れましたが、保育園にも通っていない、幼稚園にも通っていない、特につながりがなくて、子育てについていつも「どうしよう」と悩んでいるお母さんを救うということで、非常に大きな意味があると思っております。</p> <p>現に令和6年度、試行事業を行ったときには、保護者アンケートから</p>

	<p>も、当初は「預けたことによって自分の自由な時間ができた」という意見が多かったのですが、後半になってまたアンケートを取ってみますと、「子どもがほかの子と一緒に遊ぶことによって成長する姿が見られた」とか、「食べられなかつたものが、ほかの子どもが食べているのを見て一緒に食べられるようになった」といった、子どもの成長が見られるという意見もございました。</p> <p>また、今、会長からもご案内があったように、月1回保護者の方と相談会、面談もしております、そういったところでいろいろな子育ての悩みも相談できるという効果もございましたので、そこについては我々も想像以上の効果だったなと思っており、この事業は進めていきたいなと考えているところでございます。</p>
山本委員	<p>ありがとうございます。核家族化が進んで、地域のつながりみたいなものが希薄化しています。そうすると、幼稚園なり保育園なり子供園なり、今ちょうど幼稚園の入園の時期で、面接をしていて本当にいたのですけれども、「私の子育ては全てが幼稚園です」と言う方がいたのです。要するに、周りの大人とか、もっと言えばおじいちゃん、おばあちゃんとのつながりがなくなっているから、「私の子育ては幼稚園が全てなのです」と言って、すごく悩んでいる保護者の方がいるんです。昔の感じからすると全然信じられないんですけども、本当に地域のつながりがどんどん希薄化していて、その観点からすると、こういったことは大事だと思います。実際に保育園を運営していて、よろず相談所みたいになっているところは非常に意義を感じています。</p> <p>一方で、ちょっと気になっているところもあるのでお伝えするのですが、事業としては、例えば地域のつながりがない方によろず相談所としてどんどん保育園や幼稚園に来てもらっているところではありますが、聞いた話ですけれども、事業者から見ると、子どもが減ってきて教室が余る、保育室が余る、ないしは保育士が余るというところで、仕事をつくるための預かりではないかという指摘もちょっとあって、僕は一部うなづいているところがあるのです。</p> <p>つまり、何が言いたいかというと、待機児童問題が生まれる前は、過度に預けることは果たしてどうなのかという意見もあったわけです。私は、本当はいろいろな意見があるのですけれども、そういうところもありますので、自分の事業と真反対のことを言うのですけれども、果たして「預かる」が過度にいってしまっていいのかどうかというのは、私の保育園からしたら反対のことを言っているのですけれども、思うところがあつたりする部分もありますね。</p> <p>というのも、最初は、待機児童が充足したら保育所が減るという方針で話が進んでいたわけです。にもかかわらず保育士が余る、もしくは保育教室が余るというところで新しい事業をつくるというのは、何か諸手を挙げて賛成しかねるところがあると思っているのです。という意見でした。</p>
大山会長	もし何かご回答があれば。
保育課長	委員のおっしゃるように、預けるのがいいか、手元で育てるのがいいか、ここについては確かに様々なご意見があろうかと思います。国が作ったこの制度につきましては、委員がおっしゃったように、採用した保育士をどうしていくかというところが主眼にあつたかとは思いますけれども、杉並のような都市部についてはまだ入所率が全体で90%ある中

	<p>で、余っている保育士はいないのが現状だと思います。</p> <p>そういった中で実施していくとなると、どこかを削って定員を増やしていくという考え方になりますので、今回、いみじくも区立保育園を少し削ってということになりましたが、実施していくために余っているところを使うというのは、まだもうちょっと先なのかなと考えています。</p>
山本委員	<p>0歳児を削減したのは英断だと思います。さっきちょっとと言いかけたことで言わなかつたことの1つに、育休を取っていて0歳児を預けられるというのは、制度の二重取りが生じていると思います。</p> <p>これは議事録が残ってしまうのですよね。残ってしまうけれども、言ってしまいます。海に行くような格好で育休を取っている人が保育園に預けに来ると、保育士は非常に複雑な顔をするわけですよ。「遊びに行きますよね」というような格好で来られる。それはリフレッシュとか、そういうこともあるのでしょうかけれども、現場としては非常に違和感を感じているところです。</p> <p>なので、0歳児、1歳児、育休の1年間に關しては、企業が頑張って取りやすい環境をつくっていただきて、できればご家庭で見ていただく。リフレッシュが必要だったら「誰通」等で保育園を利用していただく形がいいなと思っていたので、0歳児を削減する方向にかじを切ったという方向は本当に英断だと思います。ありがとうございます。</p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかの委員の皆様から。</p> <p>順に行きます。</p>
四童子委員	<p>ご説明ありがとうございます。こちらの冊子の12ページ「多様な支援ニーズへの対応」に関して質問をさせていただきます。</p> <p>現在、障害児指定園15園で医療的ケアが必要なお子さんをお預かりしていらっしゃって、さらに区立保育園12園に拡大して受け入れようという計画でございます。大変ありがたいと思っております。</p> <p>現在はその15園で何名の障害児を受け入れて、これがさらに12園拡大することによって、何名ぐらいまで増員できる見通しなのか、お示しをお願いします。</p>
保育課長	<p>今、障害児指定園15園でお預かりしているお子さんは、4月時点で7名でございました。そのほかに私立保育園でも3名のお子さんを受け入れていただいておりますので、保育園で過ごされているお子さんは10名ということになります。</p> <p>これを増やしていくことによって、何名の増員ができるかということになりますけれども、訪問看護ステーションを使っての受入れになりますと、定時での医療行為が原則になりますので、極端に増えるかというと、そこはもう少し工夫が必要なのかなと思っているところでして、まずは定時の医療行為を行えば、ほかのお子さんと一緒に活動ができるお子さんをどんどん受け入れていきたいなという思いで今回まとめたところでございます。</p>
四童子委員	それでは、現在は詳細な人数は想定していないというお答えでよろしいですか。
保育課長	そうです。
四童子委員	訪問看護ステーション活用ということで、恐らくそちらにいらっしゃる看護師の方に来ていただいてやっていただくことになろうかと思いますが、常時看護師の方がいらっしゃると大きくオペレーションが異

	なてくるわけでございますが、これによりどういうリスクが発生する可能性があると考えていらっしゃいますでしょうか。
保育課長	リスクとなりますと、そのお子さんにいかに対応が慣れている看護師さんがいらっしゃるかというところになろうかと思います。想定しておりますのが、今ご家庭とか、どこかの施設で訪問看護を利用されている方に、できればそのまま利用されている訪問看護の看護師さんに対応していただけるのが一番スムーズではないのかなと思っているところでして、こここの仕組みについては、それを前提とした検討を進めていきたいなと考えています。お子さんに負担がかからないことを大前提にしませんといけないと認識しているところでございます。
四童子委員	ありがとうございます。よく勘違いされているのが、看護資格を持っていれば導尿ができる、経管で栄養を補給できるという意見が出てきますが、決してそんなことはありません。自宅では親が行いますが、これを違う人がやつたら子どもが受け入れないのは往々にしてあることで、普段お会いすることがない看護師が突然来られて、「じゃ、やりましょう」と言ったって、子どもが「はい、分かりました」となるわけがないのは容易に想像ができるわけです。トライ・アンド・エラーでやってみながら、知見を積み重ねていくということでしたので、この辺りはかなり慎重にやっていく必要があるかと思います。 ただ、趣旨としては、拡大して様々なニーズに対応しようとしてくださっていることには感謝しますので、引き続き推進していただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。
保育課長	ありがとうございます。ここは慎重に進めていきたいと思います。
大山会長	よろしいでしょうか。 中島委員、お願ひします。
中島委員	私ども、小規模の認可保育園と認可外保育園をやっております。今回の「こども誰でも通園制度」というのは、私が認可外保育園を31年前に始めたときの考え方には、正直言って国が初めて気づいたのかと言いたいような内容なのですね。恐らく認可外保育園を今でも続けている人たち、長く続けている人たちはそういう思いでいると思うのです。 ただ、私どもも31年間の間にどういうやり方がいいのか、先ほど山本委員がおっしゃったように、ただ預かればいいという考え方ではなくて、そもそもが31年前は子どもの虐待とかが始まった頃だったのです。その頃はお姑さんから「こんな小さい子を人に預けるなんて、何てひどい嫁だ」と言われることに後ろ髪を引かれながら、皆さん、「私がやりたいことは、熱いコーヒー1杯をゆっくり飲むことです」などと、両手でご飯を食べたいのです」という思いの人たちが1週間に1回、2時間預けて、両手でご飯を食べられる。そういうストレスは、子育てを始めた途端にゼロではない。その方にとっていろいろですよね。「平仮名の言葉しかしゃべっていない気がする」という言葉もありました。 そういう状態の中で、そのゼロではない0.00001のストレス、その頃の男の方たちに言わせれば、「母親のくせに何言っているの。そんなのいつときじゃない」と言うかもしれないですけれども、0.00001であるがために積み重なるものであるから、だったら1週間に1回熱いコーヒーを飲んだことでそれをゼロに近づけられれば、そのほうが子どもにとっても、家族にとっても、「また来週、熱いコーヒーを飲めるときを楽しみにして1週間を過ごせられるわ」という言葉のもとにずっとやってき

たのですね。

その中で、時代も変わってきて、もちろんその途中で保育園が足りない騒ぎで、そういう方たちが中心に利用したこともありますけれども、それでも、うちみたいなところはそういう人たちではない人の枠を常につくって、地元に密着した形でやってきたというのが認可外保育園なのですね。

ところが、この「こども誰でも通園制度」に対して、うちだけではない、そういう認可外保育園の意見を、長年の間どうやってきたのかとか、そういうことについて、認可外保育園に対しての聞き取りは一切なかつたのに近いのです。その状態で、区立保育園が中心になってやります、今までそういうことをまるでやってこなかった大きい園がそういう場所をつくりますからということに対して、ものすごい違和感があるのです。

それとともに、今までいろいろな考え方を、それはその年、その年の、その時、その時のお母さんたちのニーズに応えながら、ただ小さい規模であるがために地域に密着して、地域の情報発信源になつたり、それこそ小学生になった子どもが、「留守番をしているときに何か分からないうことがあつたら、ハーモニー・キッズに行きなさい」とお母さんたちが言って自分の用事に出かけるとか、そういう場所になってきたのです。結局、今これだけ認可保育園ができたがために、そういう認可外保育園がどんどんなくなっているのです。

という状況の中で、何をお母さんたちが求めて、どういうことが子どもたちにとって必要なものなのか、子育てをしている孤立したお母さんたちに必要なことなのかというのは、一番分かっているのはそれを長年やってきた認可外保育園だと思うのです。

そこに対して聞き取りを細かくされないで、いろいろなことが決めていかれていることに対してすごく違和感があるし、うちは認可保育園と認可外保育園を両方やっているがために、それがものすごく見えてくる。

認可保育園としては、一時保育的なものに対してはあまり積極的ではない。ただ、実際やってみればそんなに大変なものでもなかつたな、できなくはないな。それは、もともとうちはそうではなくて、こういうやり方があるでしょうという土壌があったので、そんなに先生たちも違和感なく、「なんだ」とスムーズに受け入れられたということと、認可保育園のほうで 10 時間という、正直言ってちょっと中途半端な時間数に対して、認可外のハーモニー・キッズのほうに続けて行けばいいのだという逃げ道があったということで、そのまま続けて来ている子たちがいるという現状があるのです。

ただ、現実問題として、また 9 月からの無償化が始まりましたよね。無償化によって、多分、認可保育園にこの 10 月から一気に定員に対して入ってきた人たちがいると思うのですね。そうなると、またうちの認可保育園のように、余裕枠という形でやっていたところができなくなってしまう。その余裕枠ということ自体が、定員に入ってきた時点で「誰通」は受け入れられなくなるというすごく不安定なものだったということもあって、うちの認可園のほうは、取りあえず「誰通」に関してはゴーできませんとお答えしたのです。

その辺が、どういう人たちがというのが、アンケートだけの結果ではなくて、実際に運営している、それを長年やってきた全く同じものです

	<p>よ。誰でも通園の考え方と本当に全く同じようなものなのに、そこに何も意見聴取をしないで、大きい園を中心とした考え方で「こういうふうに決まりました」「ああいうふうに決まりました」ということに対して、何かまた使いにくいものが1個できたなというのが正直なところなのですね。</p> <p>杉並区は、いろいろな人が利用できる子育てに対する内容がすごくいっぱいあるのです。もちろん先ほど山本委員のおっしゃった一時保育もそうですし、国とか都が提供してくれるいろいろな部署からポンポン出てくるものを全部利用していただいているのは非常にありがたいですけれども、「これとこれは同じものではないか」というものが全然連動していない。</p> <p>子育て応援券の子どもを預かるサービスというものがあるわけですよね。子育て応援券のチケットを幾ら幾ら1人ずつに子育てをしている人に配るという金額が、どの人が子育てをする人ということも聴取てきて、その人たちに幾ら配るということも、今はネット上でちゃんとできることになっていて、モバイルで精算もできる子育て応援券があって、それなのに今回の「誰通」に関してはそのシステムの外でまた別のものをつくろうとしていますよね。いろいろ国が絡んでいたり、都が絡んでいたりするので難しいとは思うのですけれども。</p> <p>先ほどの多様な他者もそうですし、「誰通」もそうですし、応援券の制度もそうですしという形で、それを何とか1つに、それぞれを使ってお母さんたちは、「何でこっちの使い方でこれができないのか」とか、「これを使ってここでもうちょっと追加ができるのか」とか、預かるお母さんたちにとっては全部同じ子どもを預かる制度ですよ。「誰通？ 何？」、応援券は一番分かりやすいですね。応援券のチケットを使って預かってもらえる、保育をしてもらえる、フットワークもいいです。それと、「多様な他者？ 何それ」って。「多様な他者」なんていう言葉自体、ここにいる方でも聞いたのは初めてという方が恐らくいっぱいいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、そういう全部の子どもを預かるということをもうちょっと整理することができないのかなと正直言って思うのですね。</p> <p>それに先立って、今まさに「誰通」のやろうとしていることを長年やってきた認可外に対する聞き取りはぜひやっていただきたいなと思う次第です。意見です。</p>
保育課長	<p>まさにお説ごもつともございまして、私どもも「こども誰でも通園制度」の試行事業を6年度からやっていたとはいえ、本当に手さぐりな状況です。そういう意味では、先駆者である認可外保育施設のやってきたことはきちんと把握をして生かしていくべきと、まさにお話を聞いていて思ったところでございます。</p> <p>いろいろな制度を整理できないのかというお話についても、おっしゃるとおり、どんどんいろいろな制度が生まれてきているので、その制度を軌道に乗せることで今いっぽいになっていて、横串をどう刺していくかというのがまさに今後の課題です。</p> <p>一時預かりという事業1つをとっても、いろいろな事業がありまして、これに横串を刺して一本化できないかということになりますと、それぞれの利用者の目的もありますし、事業者の思いもありますので、1つにするのはなかなか難しいなというのは、これまで検討してきた結果ではあります。こうしたことも含めまして、今後、おっしゃるように、</p>

	まずは利用する人が誰なのか、その目線に立って利用しやすい制度にしていくというふうに考えていきたいと思います。いろいろご意見、ありがとうございました。
大山会長	では、お願いします。
八記委員	<p>東原中のPTAの会長をやっています八記と申します。</p> <p>保育園はかなり前にうちの子が利用していたので、今とは少し違うのかもしれないのですけれども、今、中学校でも起きているのは、「多様なニーズへの対応」という言葉が出てきていて、学校側でもいろいろ試行錯誤していただいているのですけれども、そこで感じるのが、そうすると既存のものの質がどんどん薄まっていってしまうのではないかというリスクを感じています。</p> <p>何でかというと、今、先生たちが一番悩んでいるのが、「子どもに対応したいのだけれども、その時間が確保できない」「やることが多いです」みたいな。何を言いたいかというと、「子ども誰でも通園制度」という言葉はすごく魅力的なと思うのですけれども、一方で感じるのは、現場の負担感がどういうふうに、例えば今3園がモデルであったと思うのですけれども、ちゃんと対応する体制をつくっていくということと、既存の質を落とさずに、既存の質も上げていくということを両立させることを考えると、かなりの苦労だったり、摩擦だったりを強いのではないかなと思っています。</p> <p>新しいものにチャレンジしてもらうためには、現場がそれを受け入れられる環境をそもそも整備してあげないと、現場はパンクし、なり手がどんどんいなくなっていくことが加速され、働き方改革と言われながらも、それが逆行していくみたいな、「多様」という言葉の中で全部が犠牲になっていくみたいなイメージを持つんですね。要は、現場負担をどうやって軽減する取組をこの3園では行われていたのか、まず1つ知りたいところです。</p> <p>あともう1つは、さっき中島さんもおっしゃっていたのですけれども、例えば成功したモデルをちゃんと杉並区がベンチマークするという取組をこれからは非常に加速していただきたいなと。それは学校現場の働き方改革も同じです。360時間以内にというお達しが国から来るので、来年度からやらないといけないのだけれども、現場はどうすればいいか分からぬ中で、各校長に頑張ってくださいという流れになりそうで、これと同じことがこの保育園でも起きるのではないかなど。</p> <p>現場の軽減負担と同時に、成功モデルをちゃんと杉並区の中で定義してあげて、そのためにはさっき中島さんがおっしゃったように、既に認可外と認可と両立してやっていらっしゃるところはノウハウや知見をお持ちだと思うのですよね。そこにちゃんと協業していただきながら、杉並区のモデルを定義していただいて、それを基にちゃんと広げていくというところに取り組んでいただけだと、現場からもいいのかなと。</p> <p>そのためには、広げずに既存のものがもし使えるのであれば、その既存のものが本当に使えないのかというところの見直し、本当にこの19園に広げていくことが子どもたちの多様な居場所の確保につながるのかというのは改めて検討していただいてもいいのかなと思いました。</p> <p>例えば息子のときは、「ままころ」というのが東原の地域にはあって、「ままころ」には、認可で預けられなかつたけれども、ちょっと一息つきに来られたり、相談しに来られたりというのがあって助かつたりとか、児童館ももともとはそういう機能があったなど。既存の中でも何かそう</p>

	<p>いう代替できたりするものはないのかなと。</p> <p>現場の負担軽減だったり、モデルというものを杉並区でちゃんと定義していくことと、あとは既存で対応できるもの、代替できるものが本当にはないのかというところの再整備、この3つはぜひ聞いてみたいなと思った次第です。今の3つについて状況がどうか教えていただけると幸いです。</p>
大山会長	よろしくお願ひします。
保育課長	<p>まず、現場の負担というところからですけれども、これまでのモデル事業も含めまして、区立の施設でやってきたものについては、今いる職員の体制の中にただこの事業を持ち込むということではなくて、しっかり職員を確保した上でこの事業を実施するという形をとっております。</p> <p>特に今回、19園に拡大するために0歳児を削減したのは、ただ単に子どもの定員数を3人分増やすだけではなくて、0歳児を3人減らすことによって保育士1人が生み出されるのです。こうして生み出した保育士に、「誰でも通園制度」に対応してもらうといった考え方を持っております。もちろん保育士1人で「誰でも通園制度」ができるわけではありませんので、園全体の中の協力体制は必要ですけれども、全く何も手当てをしないでこの事業をやってくださいということではないと。これは現場の意見も聞きながら、そういうふうに決めてきたところでございます。</p> <p>2つ目の成功モデルでございますが、試行事業を通じて一番大きく成果が上がったのは、保育室若杉という、今はなくなってしまった施設なのですが、そこで令和6年度に実施した事業でした。これは定員50名で始めた事業なのですけれども、50名で募集したところ、70名を超える応募がございました。もちろん途中で保育所に入れたのでおやめになるとか、引っ越ししたのでおやめになるといった方もいましたけれども、すぐまた予備の方が入ってくるとか、いわゆる盛況な状況ではございました。</p> <p>そういったモデル事業を通じまして、そこにいた保育士はこの「誰でも通園制度」で保護者が何を求めているのかといったことも吸収できましたし、今はそのモデル事業が終わって、3園で行っていますけれども、そのモデル事業を経験した職員がこの3園に散って事業を行って、体験したことを実践に生かしているといったことでございます。</p> <p>さらに今、委員がおっしゃっていただいたように、ほかでやっている事業、中島委員がおっしゃっていただいた認可外保育所で行ってきた事業が生かせないのかといったことについては、今後、それを取り入れて生かしていくことができれば、なおいい制度になっていくのかなと考えているところでございます。</p> <p>最後に、既存のものを利用できないのかといったところでございますけれども、これについても、まだ「こども誰でも通園制度」が手さぐりの状況でございます。この国の制度がその事業者の事業とうまくマッチングするのかはこれから決めていかなければいけないことだと思っていますし、せっかくやっていたい事業に乗つかっても、国の制度に対する補助金の支給対象になるのかといったところも見きわめないと、ただやっていただいて、補助が出ないということがあつてはいけないので、しっかりとその辺は見きわめながら既存事業との対比を行っていきたいなと考えたところでございます。</p>

大山会長	よろしいでしょうか。 小林委員、お願ひします。
小林委員	<p>施設のことなのですけれども、今年の5月ですか、どこかの保育園で園児さんが出てしまったというお話を聞きました。それはほかの保育園などに通達は行ったのですか。我々の耳に入ったのはちょっと遅かったのですけれども。</p> <p>その施設の鍵が簡単に開いてしまう状態だったみたいですね。その幼稚園だけ自動ロックにしたのですか。全部の保育園を自動ロックにしていないですね。多分私の聞いた話では、その保育園だけ自動ロックにして、ほかの保育園は自動ロックにしていないというお話を聞いたのですけれども、その辺はどうでしょうか。</p>
保育課長	<p>今年5月に区立保育園で、保育士が目を離した隙に園児が園の外に出てしまつたという事件がございました。幸いにもけが等はなく保護されたので、大変よかったです。あるのですけれども、決してこれは軽いものと見ているわけではありませんで、重大な事故であったと認識をしているところでございます。</p> <p>今ご質問にありました鍵についてですが、今、区立保育園については自動ではないのですけれども、ボタンで開け閉めができる鍵を設置しているところでございます。ただ、この事件のあった園については、玄関と園庭に通じるところに門がありまして、そこに鍵があるので、正門には鍵がないという園でした。その園については、委員がおっしゃっていただいたように、すぐ鍵をつけて、今はもう設置がされているところでございます。</p> <p>同じように、正門に鍵がなく、玄関または園庭に入るところの通用路に門や柵がある園がほかにもございますが、そこについては今年度中に新たに鍵を正門にもつけるといった対応を取る予定で今作業を進めているところでございます。</p> <p>ほかの園につきましても、今現在ボタン式ではありますけれども、正門のところにはきちんと鍵がついておりますし、保護者の方にご協力を頂いて、しっかり閉めることを周知しており、そういった対応を取らせていただいているといった状況でございます。</p>
小林委員	分かりました。何か事故がありましたら保育士さんの責任にもなってしまうので、そういうところをちゃんと完璧にやっておいていただければ、保育士さんも安心して子どもを見ていられると思いますので、今年度中とか言わないで、早急にやってください。よろしくお願ひします。
大山会長	よろしいでしょうか。 山本委員。
山本委員	<p>補足というか、「誰通」の質問です。</p> <p>今、中島委員のお話を聞いて、本当にそのとおりだなと思いながら聞いていたのですけれども、「誰通」は全国の制度ですよね。これは聞く話ですけれども、「誰通」は、いろいろ議論しましたけれども、東京ないし23区のことはあまり対象ではないと思います。考えている対象としては。</p> <p>どういうことかというと、今、潰れまくっている地方の保育園の声を拾った結果だと思います。その結果、空き教室がある、空き保育士がいるというのは、先ほど保育課からも説明がありましたけれども、これは東京都外の保育園では喫緊の課題になっているわけです。それで、先ほどの事業者のための事業ではないかというところにもつながるわけな</p>

	<p>のすけれども、東京、特に 23 区はかなりましというか、まだ子どもがいる状況ですけれども、地方の保育園は、言葉は汚いですけれども、潰れまくっている状態なのです。</p> <p>そういうところに対する声を拾っているというところが、私の理解ですと、東京都だけではなくて全国規模のほうですから。東京都は別途で、「多様な他者」というワードが出てきていますけれども、簡単に言えば東京都だけがやっている上乗せみたいなものですね。そういう別のシステムもあるのですけれども、とにかく「多様な他者」というものは、全国の保育園、幼稚園で利用ができるものであり、これは制度の趣旨から考えるに、潰れまくっている地方の保育園の声を拾った結果であって、23 区の保育園や幼稚園はまだちょっとマッチしていないというのが私の感想です。なので、いろいろ言いたくなる気持ちはよく分かるのですが、恐らくこの制度はあまり 23 区には向いていないと思いますというのが私の意見です。</p>
大山会長	何かコメントはございますか。答えにくいことかもしれません。
保育課長	委員がおっしゃることはおっしゃることで……。
山本委員	上で言われていることですよね。
保育課長	そうなのですけれども、確かに「こども誰でも通園制度」については、法律ができたときに、きちんと自治体で利用の提供量、確保量をちゃんと確保しなさいとなっているので、都市部においてはなかなかこの確保量を決めるのが難しい状況というのは間違いないのですが、しっかりと確保していかなければならない。これは自治体の責務だと思っておりまして、利用する保護者にとっては、制度ができた以上は利用する権利が生じることになりますので、放っておくわけにはいかないと考えているところでございます。
山本委員	<p>回答としてはそのとおりだと思います。</p> <p>私は何を言いたいかというと、子どもの数であるとか、施設の数であるとか、東京都だけが異常値をたたき出しているのですよね。ということに立って議論が進められるといいかなと思って補足させていただきました。ありがとうございました。</p>
中島委員	<p>今の山本委員のことによると、私は、小規模保育所連絡協議会という全国規模の組織に属しているのですね。そこで毎回、月に 2 回、別々のグループの会議があって、それぞれの地域がどういう状況かという話を聞くのです。もちろん「誰でも通園制度」というものは、地方のことに関しては今、山本委員のおっしゃったことのウエートが大きくなる部分もあるかと思いますが、逆に言うと、地方の方は結構核家族が少ないのです。都内の利用したい人は何かというと、預けるところ、おじいちゃん、おばあちゃんがいない人。核家族で、おまけに、今は近所との希薄な状況もありますよね。隣のおばさんに預けることができない。マンションで隣に住んでいる人も誰か知らない。そういう状況の中で預かってくれるところに困る。</p> <p>だから、本当にうちの場合は、私の携帯の LINE に「犬の具合が悪くなつたので、明日の朝から預かってくれないか」とか、そういうことで連絡が来るくらいに一時的に利用したい人が、いろいろなニーズでいるのも事実なのです。家族が核家族で住んでいるところだから必要な制度という部分がものすごくウエートとしては大きいということ。</p> <p>それと、いろいろなことを気楽に相談できるところがない。何を言わ</p>

	<p>れるか分からぬとか、いろいろな子どもを見ているわけではないから、皆さんもそうだと思いますけれども、自分の子のことは分かっても、成長してしまえば「どうだったっけね」という話になるわけですね。そういうところが、今現在のその年齢の子の状況が分かっている。それとうちの場合は結局、そのまま小学校に行った子たちが、さっき言ったみたいに、学校の行き帰りにちょっとしゃべっていくではないですけれども、窓越しに「学校で何があったんだ」とか、そういうことを話していくとか、そういうことのつながりが恐らく、みんな大体小学校の6年生ぐらいまで続けているのです。</p> <p>そうすると、小学生、中学生の親御さんが、中学生で結局、だんだん「お父さん、うざい」とか、「先生、うざい」というようなことをうちの先生たちに言いに来るのです。言って、結局、はけていって、「まあまあ、そう言わないで」とうちの先生たちに言われて、今度はお父さんたちが「うちの子、何か言っていましたか」と聞きに来たりとか、そういうハブの状態になっているということで、目的はそれぞれに違うと思いますけれども、「誰通」の制度というのは、仕事をしている親御さんだけではなくて、全ての子育て中の親御さん、子どもをヘルプするというとの重要性が、それぞれの地域によっては違うと思いますけれども、ものすごく重要なものになってくるのではないかと思います。補足です。</p>
大山会長	何かコメントはございますでしょうか。
保育課長	今ご発言いただいたことも含めまして、しっかりと確保量を定めて、杉並区としても進めていきたいと思うところでございます。ありがとうございました。
八記委員	<p>先ほどの皆さんのお話を聞いていて、1個教えていただければと思ったのが、「誰でも通園制度」を拡充するに当たって、職場の労働環境としては、職員の確保で0歳の定員数を削減したり、子育てサポートセンターを廃止したりというのがさっきあったではないですか。</p> <p>一方で、これによって失われる既存の満足度だったり、既存のニーズはどこに代替されていくのか。一応、「こども誰でも通園制度」に集約と書いてはいるのですけれども、例えば杉並区の場合、児童館や学童の見直しだったり廃止が増えて、機能移転という言葉がさんざん言われたのですけれども、現場の実感として出てくるのは、機能はなかなか移転できないよねという問い合わせが出てきたりとか。</p> <p>何が言いたいかというと、さっき言った既存のものを減らすので、新しいものをやりますという話だと、既存のものは本当に廃止されていいものなのかというところ、これは区側にも聞きたいのですけれども、もし詳しい方がいらっしゃれば。</p>
山本委員	でも、これはもう数字に出ているとおり、余りまくっているということですよね。74%の充足率ということは。ですので、恐らくご心配の点には当たらなくて、既に今余りまくっている状況だから、その分を回しますという話なのですね。
保育課長	<p>サポートセンターの話も出ましたので、ここで行っている相談事業ですとか預かり事業は、ほかにひととき保育ですとか、子ども・子育てプラザでも行っています。また、私立保育園でも一時保育という形で預かり事業を行っています。</p> <p>これらの事業の利用率はそれぞれ半分くらい、50%弱という状況にございます。子育てサポートセンター2園分事業を廃止しても、この廃止</p>

	<p>分は周辺の一時預かり施設等で吸収できるのではないかと思っていま すので、単なるマイナスではないと考えているところでございます。</p> <p>0歳の定員については、当然、0歳から預けたいという保護者の方は いらっしゃいますので、その定員が減ることについてはいろいろなご意 見はございます。しかし、0歳の充足率を考えますと、4月から空けたま まで置くということはどうかというのも1つありますし、例えば今後 増えていくものについては、1つ事業としては「ベビーシッター利用支 援事業」、これは保育所が決まらなかつた方が使える事業であつたり、 あとは利用定員の枠外で、弾力という言い方をしていますけれども、そ ういった受入れの方法もございますので、そういう方たちが預け先が ないといったことがないような体制づくりをしていきたいと考えてい るところでございます。</p>
山本委員	<p>民間の感覚からすると、0歳児を削るのが遅過ぎるというぐらいに、保 育園全体でどこも定員割れを起こしている状況だったのです。だから、い ろいろ動きづらいところはあると思うのですけれども、削減の方向にか じを切ったのは僕は英断だったと思います。</p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。 佐藤委員、お願いします。</p>
佐藤委員	<p>今、施設を運営されている方の意見だったと思うので、預ける側の意見 として。私の娘はもう今小学生なのですが、同年代で保育園に預け始める 時期の方が多くて、話を聞くのが、「1歳から入園がしづらいから0歳か ら預けざるを得ない」という方の話をかなり多く聞いておりまして、この 「こども誰でも通園制度」によって、0歳が削られるというお話だったと 思うのですけれども、本当に預けたい人は預ければいいと思うのですけ れども、1歳から預けたいなという人にとって、もっと1歳から入りやす くなるようになるといいなと思いました。預ける側としての意見でした。</p>
保育課長	<p>ご意見ありがとうございます。様々なご意見の中にやはりそういった ご意見もございます。区立保育園を選んでいただくのは我々にとってあ りがたいことではあるのですけれども、保育園は区立保育園だけではな くて、私立の保育園もしっかりした保育園が多くございますので、そうい ったところも含めて複数選択をしていただく中で、預け先をしっかりと 選んでいただきたいなというところでございます。ご意見ありがとうございます。</p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。ほかの委員の方。</p>
正村委員	<p>小学校PTAの正村と申します。 今の話に関連してなですけれども、令和8年度については0歳児の 定員を減らしますという話なのですが、翌年度の令和9年度のところで 減った0歳児のところは、先ほどおっしゃったように、1歳児のところの 定員は現状を維持しようという話なのか、それとも子ども自体は減りつ つあるので、0歳児のところを減らして様子を見て、その次の年の1歳児 のところは状況に応じて減らそうという形なのか、もし何か検討が進ん でいるようでしたらお聞かせいただければと思います。</p>
保育課長	<p>9年度以降の1歳児については、定員の充足状況等を見ながら今後考 えていきたいなと思っているところでございます。ただ、0歳児の定員 が減ることは、0歳と1歳の差が大きくなるということでもあり ますので、そういう意味では、1歳での区立保育園をもし目指してい る方がいらっしゃったら、3名程度ですが、少し入りやすくなるのかな</p>

	<p>というところではございます。</p> <p>それもありますので、今後の1歳児、2歳児については、その定員の充足率等を見ながら、定員については引き続き考えていくといった考え方でございます。</p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。ほかの委員の方からはいかがでしょうか。</p> <p>この「こども誰でも通園制度」に関するにつきましては以上という形にさせていただきます。</p> <p>委員の皆さんからも大変熱心な質問があって、ちょっと時間を見ていただくと、今もう8時15分です。一応目標としては8時半終了目途ということで、質問に当たっては、なるべく質問の内容をコンパクトにまとめていただくようにご協力を頂ければ幸いです。大変申し訳ございません。個人的には話はすごくおもしろいのですけれども、お忙しい方もいらっしゃいますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>続きまして、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を求めるための点検・評価についてご説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、議題(1)「『子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況(令和6(2024)年度分)の点検・評価のまとめ(案)」についてでございます。</p> <p>資料3を御覧ください。</p> <p>こちらの点検・評価でございますが、子ども・子育て支援事業の着実な推進を図るために、令和6年度における同計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じるために実施するもので、対象となります事業は2にございます「就学前の教育・保育」の2事業と「地域子ども子育て支援事業」の13事業でございます。これらの事業につきまして、前回の会議でご了承いただきました方法で点検・評価をまとめ、また、必要に応じて参考資料という形で、点検・評価に引用しました統計の数値などを記載しております。</p> <p>なお、対象事業の区分Iにございます「就学前の教育・保育」、区分IIの6番の「延長保育」、9番の「学童クラブ」につきましては、令和6年度中の施設整備等の結果が本年4月もしくは5月の定員として表れでまいりますので、令和7年度の欄が対象年度となります。</p> <p>そうしましたら、各事業について、令和6年度の実施状況及び今後の見通しと対応の方向性を中心に内容を確認してまいります。</p> <p>それでは、資料をおめくりいただいて、1ページ、まず「教育施設」についてでございます。</p> <p>令和6年度は36園の私立幼稚園と6園の子供園で教育・保育を提供しており、利用者数及び認定者数は年々減少している状況です。</p> <p>今後については、地域において幼児教育が受けられる環境を確保するため、引き続き私立幼稚園の運営経費の一部補助等を行うほか、各園の意向や状況に応じた相談・支援等に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>続きまして、3ページ「保育施設」でございます。</p> <p>令和7年度は待機児童ゼロを継続するとともに、認可保育所への入所決定率が98.7%となってございます。待機児童ゼロの実現に影響が及ばないということで、臨時事業として実施していた区保育室1所を廃止いたしました。こちらについては、先ほどのご質問で話がございましたとおり、令和8年4月の「こども誰でも通園制度」の本格実施も考慮の上、保育定員の適正化を検討してまいります。</p>

	<p>続きまして、5ページ「妊婦健康診査」でございます。</p> <p>こちらは、毎年減少傾向にございました妊娠届出者数が令和6年度は微増に転じたため、妊婦健康診査の受診回数も増加してございます。また、超音波検査については、令和5年6月の交付枚数の拡充によって検査実施件数が増加しました。昨年の12月からは低所得妊婦等を必要な支援につなげるため、妊婦健康診査受診票が使用できない妊娠判定のための初回の産科受診料の費用助成事業を開始いたしました。</p> <p>引き続き、ゆりかご事業等を通じて受診の重要性を伝えるとともに、産科医療機関と連携し、適切な支援提供や妊婦の健康の保持増進に努めてまいります。</p> <p>続きまして、7ページ「すこやか赤ちゃん訪問」でございます。</p> <p>令和6年度は出生数の減少に伴い、訪問件数は減少しておりますが、訪問率は98.7%ということで高い水準を保ってございます。</p> <p>今後については、様々な事情から継続して支援が必要なケースが増加している状況を踏まえまして、関係機関と連携しながら、個々のケースに応じた必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>続きまして、9ページ「利用者支援」です。</p> <p>全体の相談件数は前年度とほぼ同水準でしたが、出張型の利用者支援事業を拡充しまして、身近な場所で相談ができるようにしたことで、保護者のニーズに応じた多様な相談内容に対応をいたしました。</p> <p>今後は、法改正によって、「こども家庭センター型」と「妊婦等包括相談支援事業型」といったものが本事業に位置づけられたことですか、デジタル化の進展等の社会環境の変化等を踏まえて、より効果的・効率的な実施体制とするため、事業の実施方法について見直しを行ってまいります。</p> <p>続きまして、11ページ「乳幼児親子のつどいの場」です。</p> <p>より多くの乳幼児親子が気軽に集える場の提供に向け、つどいの広場の事業者による運営事業者連絡会やゆうキッズ事業、子ども・子育てプラザでの子育てに関する講座や遊びのプログラム等を実施いたしました。</p> <p>今後も乳幼児親子や妊娠中の方が気軽に集い、安心して利用できる居場所の充実に努め、保護者の子育てに対する不安や孤立の軽減を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>続いて、13ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」です。</p> <p>本事業については、定員を設けていない園が多く、基本的に希望する方が全て利用できるために、量の見込みと確保量を同数としております。令和6年度は、私立幼稚園34園において本事業を実施してございます。</p> <p>今後も本事業の利用者数は増加傾向で推移することが見込まれ、国や東京都の補助制度を活用し、事業を実施する私立幼稚園を支援してまいります。</p> <p>続いて、15ページ「幼稚園における在園児を対象とした定期預かり」です。</p> <p>新たに1園が本事業を開始したことに伴いまして、利用可能者数が増加となってございます。利用者数自体は減少しましたが、私立幼稚園の在園児数に占める定期預かりの利用児童の割合は増加しており、引き続き国や東京都の補助制度を活用し、事業の実施を支援してまいります。</p>
--	---

	<p>次に、17 ページの「地域における一時預かり」です。</p> <p>こちらは、コロナ禍以降、利用者が増加をしておりましたが、令和6年度は減少してございます。こちらについては先ほどご質問もございましたとおり、令和8年3月末に子育てサポートセンターで実施している一時保育（公立）を終了する予定でございます。</p> <p>少し飛びまして、21 ページの「病児保育」でございます。</p> <p>こちらは、令和6年の6月に5所目の病児保育となる Pico チャイルドケアを開設しましたので、定員数が 7,355 人となりました。</p> <p>今後は、地域偏在の解消や感染症流行期における需要と供給のバランスに加え、子どもの急病時に休むことができない世帯への支援の必要性等を踏まえ、区内医療機関や保育園運営事業者への働きかけ等を行ってまいります。</p> <p>続きまして、またちょっと飛びまして、25 ページ「学童クラブ」でございます。</p> <p>高井戸小学校の増築に合わせた校内育成室のほか、旧堀ノ内松ノ木会議室を活用した第二学童クラブの整備に取り組み、73 人の受入枠の拡大を図りました。</p> <p>この間の小学校児童数や共働き家庭の増加を踏まえますと、今後も学童クラブの需要は一定期間増加していくことが見込まれることから、引き続き受入枠の拡大に向けた検討を進めるとともに、杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく放課後等居場所事業の充実と、学童クラブ、待機児童の受け皿にもなる取組を着実に進めるなど、待機児童の解消のためあらゆる視点での対策を講じてまいります。</p> <p>続きまして、27 ページ「子どもショートステイ」です。</p> <p>保護者の育児疲れ等で、一時的に養育困難となったときに子どもを預かる子どもショートステイ事業につきましては、利用者数が増加傾向にあり、その家庭の課題を踏まえて子育て支援サービスの利用を進め、子育ての負担軽減に取り組んでいきます。</p> <p>要支援家庭を対象とした事業については、支援が必要な時期に確実に利用ができるよう、受入れ人数の拡充に取り組むとともに、親子で宿泊し、レスパイト・ケアを受けながら児童との関わり方等の助言を受ける親子ショートステイの実施について、検討を進めてまいります。</p> <p>最後に、29 ページ「要保護児童等の支援のための事業」です。</p> <p>本事業のうち、養育家庭育児支援ヘルパー事業の家事援助ヘルパーについては、事業者の確保に取り組み、支援が必要な家庭のニーズに合った利用を可能としたことで、昨年度に比べ、利用日数が 2.6 倍となりました。</p> <p>児童福祉法が改正され、新たに「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」という 3 つの事業が創設されたことから、これらの事業を着実に実施すること等によって、要支援・要保護児童が地域で安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えます。</p> <p>少し長くなりましたが、点検・評価の説明は以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p>
渡邊委員	<p>学童についてご意見を申し上げます。</p> <p>学童の定員に対して先生たち、お世話する方の人数がどうも決まるみ</p>

	<p>たいなのですから、区立の学童に学校から直接行ったりする子たちもいますよね。それは学童の人数に含まれないのですけれども、その人数がものすごくて、今、本当に、私が寄ると気持ち悪いぐらい子どもたちがたくさんいるのですけれども、先生たちの定員は学童の人数で決められているということで、先生たちはそこを何とか加味してほしいということをまず言われます。</p> <p>あともう1つは、人数を増やしてほしいということなのです。子どもたちが来ると、学童の子だけを見るわけにもいかず、そこは放課後として混じっているわけだから、先生たちはそっちも面倒を、面倒を見るという言い方はないですけれども、一緒にあれするので、もうちょっと人材を確保してほしいということ。</p> <p>それと、学童ではおやつが出るのですけれども、そのおやつの金額が1か月1,800円だか1,500円だか、1日90円だかという中で、それが20年だか何十年だか変わっていないというのですね。保育園にしても、幼稚園にしても、おやつは手作りだと、すごく大切に育てているのに、学童になったら予算が少ないということで、ジャンキーなおやつになってしまふわけです。</p> <p>学童の連絡会に出ると、駄菓子みたいな組み合わせなので、「何で小学校に入っちゃうと急にこれになるのですか」と言ったら、まず予算の関係がすごくあって、あと人数の関係があって、それまでは手作りと言って、杉並区の小学校の給食はものすごくよくて、みんなおいしいと言うし、野菜は多分ご家庭よりも丁寧に何回も洗っているのです。片や給食とかではそんなに気をつかっているのに、学童の子のおやつは買ってきただのばかりで、これだけ物価も上がっているし、いろいろ上がっていっている中で、学童のおやつにかけるお金をもう少し上げても、一方で給食はただなのに、何で学童のおやつは。逆に給食は500円、1,000円頂いても、学童のおやつはその分確保してもいいのではないかぐらいの感じを受けるのですけれども、その辺はいかがなのでしょうか。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>学童クラブ整備担当課長の千葉でございます。</p> <p>まず1点目のご質問なのですが、児童館内学童クラブのことによかったでしょうか。</p>
渡邊委員	そうです。
学童クラブ整備担当課長	<p>そうしましたら、まず1点目のご質問ですが、学童クラブに関してはおっしゃるとおり、子どもの人数に対して規定がございます。おおむね40人を支援の単位としておりまして、そこに対して資格者を含む職員が2人は必要というところでございます。</p> <p>一方で児童館につきましては、子どもの利用者数によって職員が増えていくという立てつけにはなっておりませんので、昨今、児童館はとても子どもが増えて、学童の子どもも増えて、結構窮屈な思いを子どもたちにもさせてしまっている状況ですけれども、それに連動して、児童館の利用者が増える、イコール職員の数が増えるという立てつけにはなっていないので、今どうしてもそういう状況があるというところでございます。</p> <p>次に、おやつ代につきましては、おっしゃるとおり、今、月額1,800円でして、これはずっと変わっていません。昨今、急激に物価高になってきてまして、非常に現場も苦慮しているところでございます。ただ、一方で、これを即座に上げるか否か等については、いわゆる負担増にもつ</p>

	<p>ながりますので、なかなかすぐには踏み出せていないところでございます。</p> <p>また、手作りおやつのことがありましたが、確かに過去、1つの学童クラブの規模が40~50人の時代はそういったこともやっていたクラブもありましたが、今、基本的に1つの学童クラブで100人を超える、大きいところは200人を超える子どもたちの規模になっておりますので、おやつ代云々の前に、その利用の大規模化に伴ってそういったことがしにくくなっているという現状もございます。</p> <p>このことも踏まえまして、今後、一定程度の目安の人数は設けますけれども、大規模化した学童クラブについては職員を追加で配置できないかとか、今諸々検討しているところでございますので、そういったところで現場の負担感も減らしていくようにしていきたいと考えているところでございます。</p>
渡邊委員	<p>学童の運営委員会に年2回出させていただいていると、保護者の方たちも、手作りというのは極端ですけれども、手作りを毎日なんて絶対無理なのは分かっていますけれども、値段を上げてもいいからということは皆さんおっしゃっています。だから、ぜひとも先送りしないで、上げるといつても、別に1,800円を5,000円に上げなくてもいいのですから、段階的に少しづつ上げればいいだけの話ですから、その辺は何とか検討していただきたいなと思います。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>ありがとうございます。おやつ代につきましては、今後、区の公会計化も検討しているところでございますので、そこの議論の中で今のおやつ代がどうなのかというところも含めて考えていきたいと思っております。</p>
小林委員	<p>児童館の職員の数なですけれども、先ほど千葉さんがおっしゃったけれども、私が関係しているところは今学童が118人いて、来年は17人増えるのです。135人になって、今の状態では絶対に無理ですよ。けがをすれば職員のせいになってしまいますね。</p> <p>今、パワハラとかハラスマントの問題があつて、子どもたちと接触できない部分があるわけではないですか。私が行くと、子どもたちが寄ってきて抱きついてきます。それは大目に見てもらっていますけれども、僕から抱きつくわけではなくて、向こうから來るので問題ないと思うのですけれども、非常に子どもたちが暴れまくって、制止するのはすごく難しいと思うのですね。今いる118人の中にも暴れ坊主もいるし、いろいろな子がいるわけです。職員の方は、昔ならぶん殴ったり、蹴飛ばしたりしてやっていたでしょうけれども、今はそれは絶対にできないので、大変苦労しているので、人数に応じて職員の数を増やさないと、これからいろいろな問題が出てきます。</p> <p>それと、児童館に防空頭巾があるのです。あの数も学童の数だけなのですね。この間行つて、何でそんなことをしているのかとびっくりしました。何かあった場合、学童の子どもだけが頭を守ればいいのかなと思ってしまいますよね。非常にそういうところが矛盾しているなと思います。やっぱり予備を30でも40でも、極端な話、13億も使って防災グッズを配っているなら、そのお金で買うべきでしょう。そう思わないですか。</p> <p>ちょっと話がそれちゃうけれども、13億5,000万使ってあのグッズ、メルカリで買えば800円で買えるのですよ。何であんなことをするのかと思ってね。若い人たちから僕はいつも言われていますよ。僕らより年</p>

	<p>上の人も喜んでいます。僕は全然喜んでいませんけれども。そういう子ども・子育てのところにもっともっと、区長が子どものことをいろいろ言っているではないですか、権利だ何だって。そういうところにもっと向けてほしいと思いますよ。職員の方を責めてもしようがないのですけれども、そういうふうにしてもらって、もっともっと子どもを大事にしていただきたいと思います。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>今のご質問なのですけれども、まずは、小林委員のご存じの児童館内学童クラブのことをおっしゃっているかと思います。おっしゃるとおり、来年度から受入枠を拡大する予定としております。その児童館は、今年度だけではなくて、昨年度もその前も私は見ておりますので、非常に子どもたちが増えている中で、利用者が多いということは承知しております。</p> <p>一方で、今回、学童クラブの拡大は行うのですが、その拡大した分、子どもたちが純増するということではなくて、今も学童クラブに入れていないお子さんが直接来館などで児童館の利用者として、児童館の利用者の属性をもってそこの児童館を利用しているということになります。</p> <p>そういったところも踏まえると、学童クラブの属性を保護者の方が望んでいてということであれば、学童クラブの場合は、子どもの数に応じて職員の配置をプラスできるという一方でのメリットも間々あったりしますので、そういったところも踏まえた上で、今回、私も現場に話に行くときは非常に厳しいなという状況がありました。その上で、その属性を切り換えてあげられないかという視点で、現場と話した上で今回拡大することにしたものでございます。</p> <p>次に、防災頭巾でございますが、確かにおっしゃるとおり、学童の子どもの数が増えればその分しっかりと整えております。併せてちょっとした予備はたしかあったとは思いますが、ご指摘のとおり、児童館の利用者専用でという取りそろえ方には、現状、どこもなっていないはずなので、そこについては改めてどういう状況になっているのか確認させていただいた上で、予備が不足しているような状況がもし見受けられるようであれば、ちょっと足していくとか、そういった視点を持って考えていくべきだと思っています。</p>
四童子委員	<p>ご説明ありがとうございます。学童に関しては私も思うところがありますので、一言お伝えさせていただきたいのですが、杉並区で子どもの権利条例であるとか、差別を許さないとか、様々な進取的な取組をやっているのは立派なことだと思いますし、それを前に進めている区の職員の方々がどれだけ苦労しているのかというのも、話を聞いております。大変な思いをされていらっしゃる中で、感謝していますが、課長からお話を聞いたとおり、1か所の学童で100人超えているのですね。中には200人を超えている学童もある。</p> <p>ご存じのはずなのです。走り回っている子どもたちがぶつかってなんていふるのは日常茶飯事に起こっていることで、区の職員の方々もこれは何とかしたいわけですよね。何とかしたいけれども、土地がないのです。どうしようもない中で、防災倉庫を改良したり、様々な工夫をやっている中でも、今すぐに解決できることと、直ぐにはできないことがあるのは十分分かっていますが、さすがにこれはあんまりなので、本気で何とかしていただきたいと改めてお願いします。</p> <p>私の質問は、この冊子の3ページにあります「保育施設」に関してなのですが、この中で、量の見込みや確保量、差引を詳しくまとめていた</p>

	だいています。これらの施設を利用している中で、愛の手帳等を持っている障害児は何名利用しているのか、詳細な数字をお示しいただけますでしょうか。
保育課長	今年の4月現在、保育所を利用されている障害児は、区立、私立合わせまして183人。このほかに、障害児ではございませんが、医療的ケア児が10人、先ほど申し上げた人数となってございます。
四童子委員	この183人の子どもプラス10人のお子さんが利用しているのですが、これは増えているのか、減っているのか、トレンドはどうなっているのかお示しいただけますか。
保育課長	人数でございますが、今手元の資料で、正確な数字かどうかはちょっとあれなのですが、令和6年度、障害児の数が154人、その前の令和5年度が146人となってございますので、増えている状況でございます。
四童子委員	年々増えていますよね。これは課長も十分ご理解されていらっしゃると思いますが、例えば障害を持っている子どもを朝最寄りの施設に連れていきたいといつても、そこはもう枠がいっぱいだから、申し訳ないけれどもそこには通ってくれるなど。こっちだったら枠はあるというところが、自転車で行くのも結構大変なような場所だったりして、なかなか自分の希望するところには通えないケースがあるという声が挙がってきています。年々増えていますよね。だから、もっと枠をしっかり用意いただきたい。希望できるところに入れるようにしていただきたい。 あと、このグラフを見ていても分かるように、なぜ障害児の現状の数字が書いていないのか、お示しいただけますか。
保育課長	まず、受入れの拡大については、年々受入れの数を増やせるように、こちらでも保育所の利用定員を見ながら考えているところでございまして、保育園で数字を出している障害児が手帳を持っているお子さんだけではなくて、こちらで個別に認定したお子さんも含まれております。そういったお子さんの認定の数もしっかりと増やしていくと考えておりますので、そういった意味で受入れ数を増やすということにつながっているかなと思っているところでございます。 この確保量の中になぜ入っていないのかにつきましては、ちょっと宿題にさせていただけますか。すみません。
四童子委員	この確保量の中に障害児の記載がないというのは、去年も私、お伝えしまして、未記載ではどういう現状になっているのか判断ができないので、書いてほしいとはっきりとお願いしました。しかし、やっぱり書いていなくて、区が全く意識していないことはないと思いますが大変残念に思っています。 こういったものはしっかりと公表して、現状どうなのだということをお示しいただくことで、我々も可視化して、「やはり足りない」という判断をしていくわけですから、ここにはちゃんとトレンドを書いていただきたい。書かない意味が全く分からぬ。強くお願いします。しっかりと書いていただきたい。よろしくお願ひいたします。
八記委員	学童の件で、渡邊さんとか小林さんがおっしゃっていた話とも通ずるのかなと思ったのですけれども、うちの息子は東原の児童館併設の学童を使っていて、なくなってしまったという背景があるのですね。学校の中に移つていって、民営化されていったというのがあって、さつき言った児童館併設の学童は、子どもたちのニーズがあるので、利用していただいて、それはある意味、杉並区が本当にこれまで培ってきた子どもにとっての価値だと思っています。そこはすごく重要なと思っていました。

	<p>いうのがまず前提です。</p> <p>そう考えたときに、今、数の話が中心で出てきていると思っていて、確かに数で第二学童を学校外につくっていくみたいな話もしていただいて、基本的には学校の中ではなくて、もともと杉並区は学校の外にあるのが児童館であったり、学童の強みであったので、引き続きそのまま追求していただければというのがまず1点です。要は学校の中に移してほしくないなというところがあります。多分、基本はその方針ではないと思うのですけれども、もし場所が難しいのであれば、要件の緩和だつたり、何か方策がないのかみたいなところについてのご検討も引き続きしていただきながら、第二学童というものの拡充はぜひひとつ検討いただければというのが1点です。</p> <p>あと、それに伴って、お金の使い方の問題が結構あるのかなと思っています。今、せっかく区政が変わって、区が使いたいという方面ではなくて、さっき出てきた保護者とか、子どもとか、現場の職員の人たちがここに使ってほしいとか、ここに充足してほしいんだよなという、お金の使い方の優先順位を切り換えていけるようなプロセスであったりとか検討みたいなものを間に1個入れていただけると、そのギャップが埋まるのではないかなど。そのギャップが埋まるための仕組みであったりとか体制というものが、正直あまり変わっていないというが1つ課題感として感じるところなので、ぜひそういう場であったり、仕組みであったり、体制を検討いただけだとよりいいのかなと思っています。</p> <p>あと最後は、今回、数が中心の話で検証が行われていると思うのですけれども、一方で質はどうなのかなというところが非常に懸念していましたり、不安に思っていたりするところですね。例えば学童で、さっき言ったように民営化されたり、学校内に入った学童があったり、そういうところはちゃんと今やれているのか。実際、僕たちの息子とか娘が学童に通っていたときはかなり区とも意見交換だったり、もっと言うと、機能と質を維持して移転すると言われただけれども、移転されていないよ、維持されていないよという話を聞いていたのだけれども、あまり変わっていないなという絶望感みたいなものを感じていたタイミングでもあるので、この質についてというところで、この検証というものをどうしていくかみたいなものは、このタイミングではないのかかもしれないのですけれども、この会議の中ではどこかで触れられる場面だったり、その視点をちゃんとここの中に反映させていくみたいなものはご検討いただけるといいのかなと思っています。</p> <p>その3点のご要望と、さっきの質問を踏まえて、現状の検討状況もお聞かせいただけるといいかなと思います。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>学童クラブ整備担当課長から3点、お答えさせていただきます。</p> <p>まず、学校内に学童を移してほしくないというお話だったかと思います。子どもの居場所づくり基本方針の中では、現状では、学童クラブの整備としては引き続き小学校の中に整備をしていくことに関しては、保護者さんのニーズも踏まえて、そこは変わっていません。</p> <p>ただ、新たに、例えば改築があったりする場合、その規模は適正なのかどうかであるとか、ちょっと触れていただきましたけれども、今新たに第二学童クラブを整備したりしている状況もございますので、現状の規模をさらに大きくすることではなくて、第二学童クラブをつくり、そういうところでの規模感については少し今までと考え方については転換といいますか、そういう方向で整備をしていく方向になつ</p>

	<p>ております。</p> <p>次に、お金の使い方のプロセスに区民の方の意見を聞いたり、そういったご意見だったかと思いますが、子どもの居場所づくり基本方針を策定する中で、もっと前で言えば、児童館再編の取組を検証していく中では、全てではありませんでしたけれども、可能な限り地域の方であるとか子どもたちの意見を聞きながらつくってまいりました。</p> <p>そこに関して、お金の使い方とはというところを差し挟んでしまうと、特に子どもたちにとっては1つバイアスがかかりてしまうよねという議論もあって、そこについては行っておりません。ただ、今後、経費がかかる場面が増えてまいりますので、そこについては区民の方を含めて、これは議会も含めてですけれども、どういったプロセスでお話を聞いていく手法があるのかどうかというのは、そこは意識しながら考えていきたいと思います。</p> <p>最後に、いわゆる質に対するご懸念の話がございました。これについては、我々も学童クラブを委託する中、放課後等居場所事業を始めていく中で、区立ではあれども、民間の事業者にそれを委ねていくということで、これまでそういう質の部分についてはしっかりと見ながら、区と同水準、もしくはそれを超えることを目指して取り組んでいるところでございますが、それがおしなべて全て区の水準に達している、超しているのかと言われれば、まだ現状、そこまでには達していないのかなという捉えではあります。</p> <p>これにつきましては、引き続きいろいろな課題、懸念がありますので、しっかりと民間の事業者の運営の状況を見ながら、適切に助言であったり、支援であったり、いわゆる区の施設、事業でございますので、そういうところで対応していきたいと思っているところでございます。</p>
八記委員	<p>ありがとうございます。重々お立場がある中で、今誠意を持って答えていただいているなど感じておりますので、引き続き頑張っていただければと思っております。</p> <p>その中で、繰り返しになるのですけれども、この検証の視点の中で、質というものをどうやって担保していくのかというところについて、視点をどう盛り込むのかが非常に重要になってくるのかなと思っております。数については見える化されているのですけれども、質についての変化であったりというところの見える化がなかなか難しくて、されていらっしゃらないご状況なのかなと感じるので、そのところはぜひ引き続き検討いただきながら進めていただけるといいのかなと思っております。</p> <p>それに応じて、最後に資料7-2の14ページ「職員の確保策」の「基本的な考え方」に入ってきてしまうのですけれども、例えば「職員の確保については、待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提とした」見直しを行っていきますという立てつけになっているのですけれども、見方をすると、数さえそろっていれば、質はある程度下がってしまってもいいのかという、そうではないかも知れないのですけれども、実際そう見えてしまうので、「質にも影響を及ぼさないように」という文言をちゃんと入れていただけたりすると、より不安だったりとか不信もなくなってくるかなと思ったので、そのところはひとつお伝えできればと思った次第です。</p>
大山会長	<p>今のは要望ということでよろしいでしょうか。 では、ほかに。</p>

正村委員	<p>小学校のPTAとして、先ほどの学童クラブだけに限らないのですけれども、放課後の児童をどこで預かるかという話で、杉並区の公立小学校につきましては、全校がコミュニティスクールということで地域の方々が学校運営協議会に入って、地域と一緒に運営していく体制になっているのですけれども、小学校の震災救援所とかで地域の方が集まるところ、地域の自治会の方々は子どもの顔が見えないと。そもそも地域にどんな小学生が住んでいるか全然分からなくて、震災とかになったときに、この子は知っているみたいな話を聞かないから、何かあったときに顔が分からないのは困るみたいなことをよく聞きます。</p> <p>その中で、私が見たところは児童館で学童をやっているのですけれども、ここに書いてある放課後等居場所活動事業とか、学童に行っていない子どもたちを放課後6時ぐらいまで学校の中で預かろうみたいな話になっているのですけれども、今まで公園とかで遊んで地域の中にいた子どもたちが6時まで学校の中にいて、地域とは全く接觸していない状況でずっと小学校時代を過ごす形になっていくのではないかと思っていて、この方向性は本当に大丈夫なのですかと個人的に思っているという意見です。</p>
大山会長	事務局からご回答をお願いできますでしょうか。
児童青少年課長	<p>児童青少年課長の有吉と申します。ご意見、ご質問ありがとうございます。</p> <p>この居場所づくり基本方針については、この子育て会議でも先般ご報告させていただいておりますし、PTAの皆様にも折を見てお話ししているところでございます。多岐にわたる取組を記載しているのですけれども、その主訴としては、子どもが成長段階に応じて選択可能な多様な居場所を今後地域につくっていくというのが主眼の1つとなっております。</p> <p>また1つに、地域の居場所ネットワークづくりも掲げておりますし、そちらについては今おっしゃっていただいたような放課後等居場所事業、学校だけで完結するのではなくて、地域の子どもの居場所になっているところ、例えば児童館もそうですし、その他の施設をネットワークでつなげさせていただいて、顔の見える関係を築いていく、同じお子さんが地域で放課後だったり、教育課程もそうですが、切れ目がないように地域の中で育っていくような環境を目指していくことを方針で掲げているところでございます。</p> <p>ただ、これは言うのはかなり簡単で、実現するとなると各地域それぞれ、区立施設と居場所事業をやっていただいている方と違いがございます。それについては今申し上げた2つの理念の下、ご指摘いただいた地域の皆さんとの連携もきちんと念頭に置いて、今後検討してまいりたいと考えてございます。</p>
大山会長	よろしいでしょうか。 では、お願ひします。
渡邊委員	もう1件、私が担当している児童館に体育館とそのほかに部屋があるのですけれども、その体育館の冷房のエアコンが9月の初めに壊れたのです。9月というとまだものすごい暑いときだったので、壊れて、いろいろな活動をそれ以外のところでしなくてはいけなくなったのです。私は赤ちゃんの計測なんかも手伝っていて知ったのですけれども、「これはいつ直りますか」と言ったら、「今年度は予算がないから、

	<p>来年度です」と言わされたそうなのですね。それこそお金の使い方で、「来年度まで待つか」という話になって、びっくりしたのです。</p> <p>先ほどから数だとか、お金だとかと言っているのですけれども、9月はまだ暑くて、それを来年度までというのは、寒さより暑さのほうが厳しいから、今年度の補正予算もないかも知れないのですけれども、その辺はジャンプしてやっていただけたらなという切なるお願ひです。10月のときには日当たりもよかつたので、そこで赤ちゃんの計測も、子どもたちも使っているのですけれども、ちょっとそれはないなというのがありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
児童青少年課長	<p>委員が念頭に置いている児童館が、私が認識している児童館かどうかは定かではないのですけれども、同じような事例で聞いておりますので、お話をしたいと思います。</p> <p>当課の児童館でエアコンが故障して、夏の暑い時期だったといったところで、お子さんが体調不良を起こしてはまずいので、そのホールの利用は停止した状況があります。</p> <p>その修理についてなのですが、恐らく年度ではなくて年内、来年度ではなくて、今年度中に対応するというお話だったかと捉えています。理由は予算がないのではなくて、そのエアコンの部品が旧式で、それを取り寄せるのにかなり時間がかかるということで、そういう児童館があつたなと認識しているのですけれども、もし違っている児童館であれば、きちんとお話を確認して対応してまいりたいと思っています。</p> <p>いずれにしても、暑さ、寒さ、環境がよくないところで子どもを遊ばせるというのは区としても考えておりませんので、きちんと対応してまいり考えでございます。</p>
渡邊委員	でも、結局その1か月間は使えなかったのですね。
児童青少年課長	ちょっと個別なケースになってしまうのですけれども、そのときにちょうどお祭りを予定しております、9月の暑い時期が終わった後に、そのお祭りの準備作業をホールでやると現場の児童館で判断しまして、いろいろなお祭りの準備の物が置いてあるので、気温は下がったのですけれども、その期間については一般の利用は控えていただいたということは聞いております。
渡邊委員	一般というか、あそこも全部含めて学童なのですよね。
児童青少年課長	かなり個別のケースになるのですけれども、恐らくおっしゃっていたい部屋はホールとは別の奥の部屋というか……。
渡邊委員	いや、ホールです。
大山会長	すみません。ちょっと時間も押していますので、個別の事例は後ほど直接担当のほうに申し上げていただければと思います。
高田委員	すみません。今日はもう時間が厳しくなっちゃって、途中退席させていただいてもいいですか。
大山会長	よろしいでしょうか、途中退席。もう30分超過しておりますので。一旦休憩を入れますか。 では、5分休憩をして、9時10分から再開という形にさせていただければと思います。
	(休憩)
大山会長	そうしましたら、時間になりましたので、再開をさせていただきます。まずは、先ほどの子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の案について、了承とさせていただきます。

	<p>それから、事務局と相談をさせていただきまして、この後、議題（2）に関して説明と質疑があるのですが、その後の報告事項2点については、議題（2）が終わった後にまとめて報告をしていただきて、報告事項の質疑に関しては、どうしてもという方があれば質問をお受けした上で、個別に対応していただけるようなものに関しては終了後に事務局とご相談いただく形で進めさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、議題（2）「特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>また、議題と併せて、報告事項（5）「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等について」の説明もあったほうがよいように思いますので、一緒に説明をお願いいたします。</p>
保育課長	<p>私からは、議題の2つ目、「特定教育・保育施設に係る利用定員の設定について」ご説明いたします。資料4をお開きください。</p> <p>特定教育・保育施設の利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議において意見を聴取することになっております。</p> <p>まず、表のナンバー1ですが、区立堀ノ内東保育園の民営化によりまして、利用定員を設定するものでございます。利用定員は区立保育園と変更はございません。</p> <p>続いて、ナンバー2ですが、事業譲渡により設置者が変更になるため、新たに利用定員を設定するものでございます。</p> <p>また、ナンバー3から5の幼稚園ですが、子ども・子育て支援新制度による新制度幼稚園に移行するものでございまして、新規に利用定員を設定するものでございます。</p> <p>続いて報告事項として、資料でいいますと、資料9になります。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等について」を説明いたします。</p> <p>最初におわびがございます。この資料9の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>裏面をお開きいただきまして、表の3番「利用定員の増減」の表中、一番最後の合計欄、「▲（マイナス）344」と記載がございますが、これはプラス344人の誤りでした。申し訳ございません。訂正をよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、説明に入ります。</p> <p>1つ目「特定教育・保育施設に係る利用定員の変更」についてです。この表中、ナンバー1からナンバー18につきましては、先ほどご説明いたしました「こども誰でも通園制度」によります利用定員の変更でございます。</p> <p>ナンバー19は、地域の歳児別保育需要を踏まえまして、乳児と幼児の利用定員を変更するものでございます。</p> <p>また、ナンバー20については、近年の在園児数の実態に合わせまして、認可定員変更を行いました。それに伴う利用定員の変更でございます。</p> <p>続いて、裏面を御覧ください。裏面では、「特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の廃止」についてご説明をいたします。</p> <p>まず、ナンバー1につきましては、先ほど議案のところでご説明しました堀ノ内東保育園の民営化によります区立保育園としての廃止でマ</p>

	<p>イナスとなってございます。</p> <p>ナンバー2については、議題の利用定員の設定で説明しました、設置者変更による廃止によるものでございます。</p> <p>ナンバー3については、小規模保育事業の廃止で在園児に影響が及ばないことを確認した上で、2年前から予定していた廃止でございます。これによりまして、利用定員の増減は344の利用定員増となります。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
大山会長	<p>子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定などについてご説明いただきました。</p> <p>内容についてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、当該利用定員の設定につきましては了承することといたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）の「区立児童相談所設置に向けた取組状況等について」、報告事項（2）「区立子供園における休園日の見直しについて」、2つ併せて説明をお願いいたします。</p>
児童相談所設置準備課長	<p>児童相談所設置準備課長の三浦と申します。私からは資料5を使いまして、区立児童相談所設置に向けた取組状況等についてご報告いたします。</p> <p>「経過」ですけれども、令和3年9月に一般の子育て支援から要保護施策まで一貫した子育て支援ができることと迅速な虐待対応を行うことを目的に、令和8年度に区立児童相談所をつくることを決定いたしました。令和5年1月にはその時期を令和8年11月と定めて、今ちょうど1年前となって、準備を進めているところでございます。</p> <p>2の「進捗状況」です。施設の整備につきましては、5つ目の「○」のとおり、令和6年11月から建築工事を開始しまして、今ちょうど1階部分の建設をしているところでございます。</p> <p>次に、（2）の「政令指定」でございます。</p> <p>児童相談所を設置するためには、児童福祉法の政令で定める市の指定を受ける必要があります。令和7年8月6日にこども家庭庁に対しまして政令指定の要請を行いました。2月ぐらいに政令指定がなされるということで、その時期以降に積極的な周知を図っていくことになります。</p> <p>（3）の「人材育成・確保」につきましては、今年度、このような状況で派遣をしているところでございます。</p> <p>裏面を御覧ください。</p> <p>児童相談所を設置いたしますと、法に基づいてこちらに書いてあります16事務を設置市が処理することになっておりますので、この事務が移管されることになっております。この事務につきましては、子ども家庭部管理課が中心となって今進めているところでございます。</p> <p>3の「今後の主なスケジュール」といたしましては、8月末に施設の建設が竣工いたしまして、11月に開設をするというスケジュールで進めているところでございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
保育課長	<p>私からは、報告事項につきまして、資料6「区立子供園における休園日の見直しについて」ご説明をいたします。</p> <p>区立子供園は、不足する3歳児以降の保育ニーズに対応するため、区立幼稚園6園を平成22年度から順次区立子供園に転換したものでござ</p>

	<p>います。</p> <p>子供園の転換に当たりまして、開設時間を午前7時30分から午後6時30分まで拡大をいたしまして、土曜日と夏休みについても保育サービスを提供するものでございます。近年、土曜日の利用人数が著しく減少している状況から、子供園の休園日を見直すこととしたものでございます。</p> <p>子供園の利用状況等につきましては、別紙に記載しておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>見直しの内容ですが、令和10年4月から土曜日を休園といたします。令和10年からとした理由ですが、現3歳児が令和9年度末で卒園とするために、在園児に影響が出ないようにするといったことでございます。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、本年10月に発行いたしました令和8年度の子供園利用案内に、この土曜日の休園について掲載をしてございます。入園希望者に周知をした上で、令和10年4月から土曜日を休園とするものでございます。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
大山会長	2点につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。
山本委員	さっきの0歳児を削るより、土曜日をやめるのは結構大変だったのでないですか。どういう経緯でそうなりましたか。こっちのほうが正直意外です。
保育課長	<p>資料6の別紙を少し御覧いただきたいと思います。ここに子供園の利用状況が載っておりますが、その中の2番「土曜保育の利用状況等」の(3)に令和6年度の年間利用者数を記載してございます。これを見ますと、土曜日を利用する児童は、園ごとに見ますと、1日平均ゼロから2という状況でございます。子供園6園の合計の土曜日の開所日数が300日ございましたが、そのうちの148日が利用者ゼロという状況でございました。こうしたことを背景にしまして、土曜日の休園を決めたといった内容でございます。</p> <p>近隣の幼稚園につきましても、土曜日やっている園が全体で1園だけといった背景もございますので、子供園については休園日としたものでございます。以上です。</p>
山本委員	昔と随分変わりましたね。ありがとうございました。
大山会長	ほかに委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。
八記委員	<p>児童相談所についてちょっと教えていただければと思いました。全く詳しくない中で、ちょっとググってみました。運営の課題は何なのだろうとググってみたところ、増加し続ける相談件数に対応するための職員不足と、それに伴う職員の負担増と離職というのが課題として出てきていて、多分、これも杉並で運営していると同じことが起きてくるのではないかなどと考えています。</p> <p>聞きたいのは、ここをうまくやっている自治体、杉並区が今ベンチマークしたいなと思っている自治体はどこがあるのか、そこではどんな取組をしていて、杉並区でそれをどう生かせるといいなと思っているのか、構想でも構わないのですけれども、そこら辺の話を教えていただけるといいかなど。</p>
児童相談所設置準備課長	なかなか課題はどこの児童相談所も同じように抱えているところですけれども、一番私たちが目標にしたいなと思っているのは、子どもに

	<p>とってもどうかという話なのですけれども、区立の児童相談所の中に、例えば子どもが一時保護される際の安全とか、子どもが安心して過ごせるような場所とか、そういうところについて区立の先行区でしっかりとやっているところがあるので、子どもたちの環境を整えるということは、職員の環境もきちんと整えていかないとうまくいかないところですので、私たちが今目標としているのは、例えばお隣の世田谷区の児童相談所とか、中野区の児童相談所、そういった児童相談所は子ども主体、家族の強みを生かした支援をしていますので、そういったところを目標にして、職員の負担も、都の児童相談所より職員を十分に確保するということでやっていますので、そういったところでチャレンジをしていきたいと思っています。 </p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。 それでは、全体の報告事項は以上とさせていただきます。 事務局からその他連絡事項があればお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、私からご案内させていただきます。 次回の会議日程でございますが、既にご案内をさせていただいておりますとおり、令和8年1月8日木曜日に開催をさせていただきます。 詳細なご案内は後日改めさせていただきます。年始のお忙しい時期となりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。 事務局からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>皆様、お疲れさまでした。当初の予定時間を大幅に超過してしまいました、委員長としておわび申し上げます。ただ、必要な議論だったと思いますので、この点はご理解を賜れればと考えております。進行にご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。 それでは、これをもちまして第2回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>